令和２（2020）年度
マスク・医療関連製品等生産設備導入支援補助金

栃木県では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、県内で不足しているマスク・医療関連製品等の十分な供給量の確保のため、それら製品の生産を行う企業の支援を行っております。

マスク・医療関連製品等の生産に必要な設備導入等をお考えの方は、ぜひ本補助金の活用をご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大への対応のため、交付決定前に事前着手する必要がある場合は、事前着手届出書を提出することで、交付決定前に当該事業で発生した経費を補助対象経費と認める場合があります。

１　募集期間

令和2（2020）年5月1日（金）～5月22日（金）　※17:00必着

県ホームページ

２　事業計画を募集する補助制度の概要

(1)補助金の名称

マスク・医療関連製品等生産設備導入支援補助金

(2)補助対象事業

(ア)マスク等生産設備導入支援事業
経済産業省のマスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業（以下、「国事業」という）に採択された企業が行う設備導入等

(イ)医療関連製品等生産設備導入支援事業
上記(ア)の補助事業の対象とならない医療関連製品等(注)の生産を計画する企業が行う設備導入等

※ 注1 「医療関連製品等」とは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い県内で不足するマスクや防護服、ゴーグル、フェイスガード、手袋、消毒液等の製品

(3)補助対象者

県内の事業所において本事業を実施する企業で以下に該当する者

(ア)マスク等生産設備導入支援事業
国事業を実施する企業

(イ)医療関連製品等生産設備導入支援事業
上記(ア)の補助事業の対象とならない医療関連製品等の生産設備導入等を計画している企業

(4)補助対象経費

(ア)機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け又は修繕に要する経費
(イ)工事費
(ウ)技術指導の受入に要する経費
(エ)実証実験の委託に要する経費
(オ)その他、知事が特に必要と認める経費

(5)補助金額と補助率

(ア)マスク等生産設備導入支援事業

対象経費	補助率と補助金額
上記(4)の(ア)、(イ)の経費	中小企業者(注2):補助率 1/4以内、補助金額 1,000万円以内 中小企業者以外:補助率 1/3以内、補助金額 1,500万円以内
上記(4)の(ウ)～(オ)の経費	補助率 10/10以内、補助金額 100万円以内

(イ)医療関連製品等生産設備導入支援事業

対象経費	補助率と補助金額
上記(4)の対象経費	中小企業者(注2):補助率 3/4以内、補助金額 3,000万円以内 中小企業者以外:補助率 2/3以内、補助金額 3,000万円以内

※ 注2　みなし大企業は除く

(6)補助期間

令和２(2020)年１１月まで

3　応募方法

○募集案内及び様式はホームページからダウンロードできます。
（URL：http://www.pref.tochigi.lg.jp/f02/r2masukuiryou.html）
○募集案内を熟読の上、事業計画書を作成し、工業振興課まで持参又は郵送してください。

【お問い合わせ・お申し込み先】

栃木県産業労働観光部 工業振興課 ものづくり企業支援室　プロジェクト推進チーム
住所：〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁　本館６F南側
電話：028-623-3249　　FAX：028-623-3945
Mail：kougyou-gobunyakyotsu@pref.tochigi.lg.jp